

経営者のための やさしい企業年金教室

2022年2月2日

41 時限目：企業型確定拠出年金（DC）の脱退一時金の受給要件見直し

今回の見直しにより、外国籍人材が帰国する際に、企業型 DC の脱退一時金を受け取れるようになります。

■ 現行の企業型 DC の脱退一時金受給要件

企業型 DC の中途引き出し（脱退一時金の受給）が例外的に認められているのは、個人別管理資産の額が 1.5 万円以下に限られています。

1.5 万円を超える場合は、iDeCo へ資産を移換した後に、iDeCo の脱退一時金を受給しなければなりません。しかし、iDeCo には国民年金の保険料免除者等の受給要件があり、外国籍人材が帰国する際には国民年金制度から外れるため、実際には受給できない状況にあります。

■ iDeCo の脱退一時金の受給要件見直し

2022 年 5 月からは、国民年金の保険料免除者であることの要件が削除されますが、以下の(1)～(7)のいずれにも該当する必要があります。

- (1) 60 歳未満であること
- (2) 企業型 DC の加入者でないこと
- (3) iDeCo に加入できない者であること
- (4) 日本国籍を有する海外移住者(20 歳以上 60 歳未満)でないこと
- (5) 障害給付金の受給権者でないこと

(6) 企業型 DC の加入者及び iDeCo の加入者として掛金を拠出した期間が 5 年以内であること又は個人別管理資産の額が 25 万円以下であること

(7) 最後に企業型 DC 又は iDeCo の資格を喪失してから 2 年以内であること

■ 企業型 DC の脱退一時金の受給要件見直し

2022 年 5 月からの企業型 DC の受給要件は、iDeCo の受給要件の(1)～(6)と同じですが、これに下記の 2 要件が加わります。

- (1) 企業型 DC の加入者、企業型 DC 運用指図者、iDeCo 加入者及び iDeCo 運用指図者でないこと
- (2) 最後に企業型 DC の資格を喪失した日から 6 ヶ月を経過していないこと

これらの要件のいずれにも該当していれば、iDeCo に資産を移換せずに、企業型 DC の脱退一時金を受給できるようになります。

■ 公的年金の脱退一時金の支給上限年数の引き上げ

特定技能 1 号の創設により、期限付き在留期間の最長期間が 5 年となったこと等を踏まえ、短期滞在の外国籍人材への公的年金（厚生年金保険、国民年金）の脱退一時金の支給額上限の

経営者のための やさしい企業年金教室

見直しも行われました。2021年4月から、上限は3年分（36ヶ月）から5年分（60ヶ月）に引き上げられました。

■ 外国籍人材が帰国する際の各種年金制度からの手厚い受給

前述の通り、公的年金からの受給額の上限が引き上げられました。確定給付企業年金（DB）は、従来より3年以上の加入者期間があれば、脱退一時金を受給できます。

今回の見直しにより、企業型DCの脱退一時金も受給できるようになり、外国籍人材も安心して加入させられます。

短期滞在の外国籍人材に対して、各種の年金制度からの手厚い受給が可能になります。

◇企業年金相談センター（NPO 法人企業・団体
支援日本FP協議会） 田邊 勝彦

<外国籍人材の帰国時> 脱退一時金・受給要件のポイント

厚生年金保険 国民年金

2021年4月1日から

支給額の上限を
3年分から5年分
に引き上げ

確定給付企業年金 (DB)

現行

加入者期間が
3年以上

企業型確定拠出年金 (DC)

2022年5月1日から

拠出した期間が5年以内
又は
個人別管理資産が
25万円以下